令和6年5月15日 資料No.1 保健福祉常任委員会

生活福祉調整課

令和6年度港区住民税非課税世帯等生活支援給付金事業の実施について

区は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「地方創生臨時 交付金」といいます。)」を活用し、港区住民税非課税世帯等生活支援給付金(以 下「生活支援給付金」といいます。)を支給します。

1 事業概要

- (1) 令和6年度住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への支給
 - ア 給付対象

基準日(令和6年6月3日)において世帯全員の令和6年度分の住民 税均等割が非課税である世帯又は均等割のみ課税となる世帯

※令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。

- イ 給付額
 - 1世帯当たり10万円
- ウ 対象世帯数(想定)
 - 10,127世帯
- (2) 18歳以下の子どもに対する追加支給
 - ア 給付対象

上記(1)の給付対象世帯のうち18歳以下の世帯員を含む世帯 ※令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。

- イ 給付額
 - 18歳以下の世帯員1人当たり5万円
- ウ 対象者数(想定)
 - 1.369人
- (3) 事業規模
 - 1, 229, 197千円
- (4)特定財源

地方創生臨時交付金(事業費及び事務費の一部)

2 給付方法

給付対象世帯に対し、区から確認書を送付し、郵送又はオンラインで申請の あった者に対して生活支援給付金を指定口座に振り込みます。世帯内に18 歳以下の世帯員を含む場合は、給付額を加算した確認書を送付します。

3 今後のスケジュール (予定)

令和6年5月中旬 区ホームページで周知開始

6月1日 広報みなとで周知

6月下旬 確認書の送付

7月中旬 給付金の振込開始

9月30日 確認書の受付期限